

風しん（疑い含む）診断時の対応フロー

令和8年1月現在

風しんは感染拡大防止のための対策を早期に行うことが重要であることから、風しん（疑い含む）と診断した医師は、以下のとおりご対応をお願いします。

症状、行動歴等から総合的に風しん（疑い含む）と診断



1 保健所に電話連絡 027-381-6112 （休日・夜間 027-381-6123）

※遺伝子検査検体採取の調整のため、患者が帰る前にご連絡ください。

保健所が医療機関に確認する事項

- ・患者の氏名、年齢、性別、生年月日、住所（+所在地）、連絡先、学校・勤務先等の個人情報
- ・風しん確定患者との接触歴等を含む行動歴
- ・発症からの経過
- ・風しんの予防接種歴、罹患歴（母子健康手帳等の記録に基づくもの）
- ・検査実施状況（風しんの検査状況や、除外診断をした疾患等）

風しんと診断された場合には、医療機関にて必ず風しんIgM抗体検査の実施をお願いします。

以上の情報をもとに保健所で今後の対応方針を検討（遺伝子検査を速やかに実施 or 抗体検査の結果を待つ）



2 遺伝子検査用検体の採取・確保

可能な限り下記3検体の採取・確保

①血液（全血）：EDTA入り採血管（ヘパリンは不可）に採取

②尿：密封可能な滅菌スピッツに採取

③咽頭ぬぐい液：綿棒（スワブ）で採取し、ウイルス保存液に綿棒を入れ密封（容器がない場合保健所で用意）

※検体は保健所職員が回収するまで、冷蔵で保管

3 医療機関から患者への説明

- ・保健所から、調査のための連絡があること
- ・（遺伝子検査を実施した場合）検査結果が判明するまでは、外出自粛（自宅療養）していただくこと

4 管轄の郡市医師会へ「群馬県麻しん・風しん疑い患者発生状況報告」を提出

5 感染症法に基づく届出基準を満たす場合は、保健所へ「発生届」を提出 FAX: 027-381-6125

風しんの届出基準

①風しん（検査診断例）：届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの

②風しん（臨床診断例）：届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの

届出に必要な臨床症状	届出に必要な病原体診断	
	検査方法	検査材料
全身性の小紅斑や紅色丘疹	分離・同定による病原体の検出	
発熱	検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、血液、髄液、尿
リンパ節腫脹	抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清

高崎市保健所 保健予防課 感染症対策担当

詳細や様式はホームページに掲載しています

